

那 霸 市 公 報

第 1 4 4 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

目 次

告 示

個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)..... 531

個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)..... 532

公 告

住民票の職権消除の公示について(市民課)..... 532

那霸広域都市計画用途地域の変更(都市計画課)..... 533

告 示

那 霸 市 告 示 第 6 1 号

平 成 1 8 年 9 月 6 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第62号
平成18年9月8日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

公 告

那覇市公告第71号
平成18年9月20日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市公告第75号

平成18年10月2日

那覇広域都市計画用途地域の変更

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画用途地域の変更をする予定ですので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市長に意見書を提出することができます。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
那覇市港町1丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)
- 4 縦覧期間
平成18年10月2日(月)から平成18年10月16日(月)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土・日曜日及び祝日は除く)